

全期会：平成28年度政策試案

〈目 次〉

【テーマ】

- 1 嘱託問題対策
- 2 若手対策
- 3 育児所の設置対策
- 4 高齢者弁護士対策
- 5 健康管理対策
- 6 綱紀・懲戒対策
- 7 研修・委員会重複防止・効率化対策
- 8 集会・新年会・常例懇・忘年会の位置づけ
- 9 多摩問題対策
- 10 公設事務所問題対策
- 11 会館スペース問題対策
- 12 法律相談の在り方対策
- 13 広報

平成29年5月8日現在

以上

## 1 嘱託問題対策

### 嘱託制度の改善について

#### 1 創設の歴史

昭和48年4月1日、調査室規則が制定され、同規則第3条によって、調査室に嘱託若干名を置くこととされ、その業務は、会長の命ずるところによると定められた。これが、嘱託制度の発足である。その後、平成10年7月22日、広報・調査室規則に名称が変更されて、広報の目的が加わった。

#### 2 伊東真副会長の意見書（平成12年6月26日）

##### （1）問題点の指摘とその理由

会長を始めとする理事者の種々の資料、情報提供の要望は、事務局と委員会（広報委員会、文化研究委員会、司法制度調査委員会、司法改革推進センター）によりなされており、結論的に、嘱託が機能していないとの指摘がなされた。その理由は、嘱託に常勤性がないことと、嘱託にチームとしての機能がなく常に嘱託個人で問題を解決する必要があると考えられた。

##### （2）提案

そこで、同意見書は、常時1名を理事者室に常勤させることとし、チームとしての嘱託に業務委嘱することと、理事者から委員会に対する提供資料の作成を命じることが対策として提言された。

#### 3 在り方協議会意見書（平成19年3月）

##### （1）概要

平成19年3月には、当会の在り方協議会が当時の一弁会長宛意見書を作成し、その中で嘱託についての分析と提案がなされた。

まず、嘱託の現状の職務内容（当時）は、①23条照会の審査と拒否回答に対する再回答申し入れ、②意見書の作成、③調査依頼書・委嘱状への答申、④理事者委嘱のあった会則・会規・規則等の調査検討、⑤広報に関する業務、⑥訴訟等の代理人、⑦調査室会議その他であると分析したうえで、同意見書は、①理事者の業務に対する補佐機能 ②執行部の継続性を担保、③広報の充実 ④規則等検討委員会との役割分担という4つの観点から改革を行うべきとし、ア) 室長制の採用をおこない、嘱託経験者から任命すること、イ) 5名から2～3名の人数の増加を行うこと、ウ) 待遇見直しを行い、月額10万円を同20～25万円へ、室長手当5万円を設けること、などの提言がなされた。

## (2) 検討を要すべき事項

同意見書は、さらに、検討を要すべき事項として、次のアからエまでの4つの事項を挙げている。

**ア** 「理事者業務への嘱託補佐機能の充実化」として、(i)室長制度を採用し理事者会へ出席、(ii)室長の常議委員会への出席、(iii)理事者作成の声明文の作成のための資料収集・素案の作成、(iv)課題別の嘱託を置くこと(例えば、裁判員制度)の提言がなされている。

**イ** 「執行部の継続性を担保する機能のための見直し」として、1期2年とし、再任で合計4年間とすることの提言がなされ、さらに、(i)財務室、事務局運営室に弁護士を置き、執行部の継続性を担保すること、(ii)司法改革、法曹養成対策など執行部の継続性を求められる会務に関して嘱託を置くことの提言がなされた。

**ウ** 続いて、「広報業務への干与の必要性からの見直し」のために、(i)会報作成への関与、(ii)HP作成への関与、(iii)メールマガジン作成への関与、(iv)広報委員会への出席、(v)記者懇談会の企画運営、(vi)市民モニター制度や市民会議への関与の提言がなされている。

**エ** 「規則等検討委員会との役割分担の見直し」として、嘱託が各委員会から提案された規則について、事前に文言の整合性、問題点の指摘等を行、調査室の本来業務とする提言がなされている。

## 4 平成27、28年度の状況

HP、マイナンバー制度、成年後見に関する委員会(後見人等の報告書のチェック作業など、嘱託に新しい領域での委嘱を行った。新たに選任された嘱託につき、時給方式を導入(現在3名の嘱託に適用)(毎月10万円をギャランティー、時給は6千円/時。上限の設定なし)した。平成27年の外弁特措法のからみで規則改正が多かったため、1名増員すべきではないかとの議論はあり、また平成28年度理事者により綱紀専門嘱託2名(いずれも副会長経験者)が選任されることになった。

## 5 現状と今後の方向性について

### (1) 現状の陣容と処遇

平成28年6月時点で、嘱託は8名(現在、58期2名、60期1名、61期2名、63期3名)である。報酬は、室長・法制執務決裁担当が月額25万円、その他の嘱託は月額20万円である。しかし、平成28年2月以降新任の嘱託は、1ヶ月の執務時間

16時間40分まで最低10万円（時給換算約6000円），これを超えた執務時間は時給6,000円である。

平成27年度には，ホームページ改修のための広報嘱託（平成27年10月28日～平成28年2月28日。61期）とマイナンバー嘱託（平成27年10月13日～平成28年3月31日。64期）を各1名委嘱し，現在は任期満了している。報酬は時給6,000円で、月額の上限はない。成年後見専任嘱託（55期）は、昨年度から試行として期間限定で導入し，当初、任期为平成28年3月～8月末までとしていたが、12月末まで延長された。報酬は、時給6,000円で、月額は上限10万円（執務時間にすると16時間40分）である。

## （2）担当分野

嘱託の担当分野の現状は，下記のとおりである。

- （i）23条照会，当会手持ち資料等の開示請求等に関する検討・回答書作成業務，再照会・不開示者に対する申し入れ業務。
- （ii）理事者会出席（室長）
- （iii）規則検討（制定案作成含む），規則集改訂
- （iv）当会に対する損害賠償請求事件の訴訟代理
- （v）法の日・憲法記念行事スタンプラリー引率等広報活動への協力
- （vi）Now & Future FAX版の起案・編集
- （vii）団体推薦に係る後見人候補者の選定，後見案件の事例研究，後見人報酬の納付金徴収の検査
- （viii）★会長声明・日弁連の諮問に対する回答書・総会提案理由・懲戒会請求等各種調査・起案
- （ix）★他会からの照会に対する回答書・各種諮問書等起案・調査
- （x）★所在不明会員の調査

【注】★印の事項はその年度の理事者の指示によるので，年度や事案によって異なる。最近では懲戒請求等の起案はされているが，その他は余りされていないとのことである。

## （3）今後の方向性について

一弁の嘱託制度は余り変化していないと言われる。人数的にも他会に比べ，少ないが，それ以外にも任命される嘱託の期が若すぎるし，室長というポジションは存在するが，室長としての調整機能は残念ながら十全に果たしていないとの指摘も存在する。理事者経験者からの登用を考え，室長クラスは，日弁連調査室嘱託経験者や副会長経験者でも良いのではないかと考える。執行部継続性担保の機能を充実化させることが重要ではなかろうか。

他方，会務に精通することができ，かつ有給であるポストであるため，若手

には魅力ある地位である。現状、選任のプロセスが不透明なので、その選任手続きにおける公平さと適正さが求められる。

懲戒，紛調，適正化等基幹業務を扱う委員会に配属する専門嘱託の拡充が必要である。他会の配属先の委員会と人数の状況は，別紙のとおりである。

以上

嘱託の人数

【東京弁護士会】

調査室 7名

調査室・同 高齢者障害者支援センター2名（内1名はハーフ嘱託）

調査室・弁護士照会専従ハーフ嘱託 3名

調査室・中小企業法律支援センター兼自治体連携センター 1名

人権救済調査室 3名（内2名はハーフ嘱託）

研修嘱託 2名

広報室 2名

図書館 1名

○計 21名（嘱託 15名、ハーフ嘱託 6名）

※ハーフ嘱託は、通常の嘱託の業務量及び報酬を半分にした嘱託

【第二東京弁護士会】

調査室 6名

広報室 4名

業務支援室 司法修習 1名

同 裁判員 1名

同 人権 1名

同 三会災害・二弁東日本対策本部 3名

同 刑事弁護 1名

同 研修 1名

同 高齢者・障がい者総合支援センター1名

綱紀 2名

合同図書館 1名

○計 22名

【当会】

広報・調査室 8名（弁護照会 5名、法制執務 3名）

綱紀専門嘱託 2名

○合計 10名

## 2 若手対策

### 1、はじめに

若手対策というのは、司法試験合格者が極端に増加して、司法修習生の就職が困難となり、また、弁護士1人当たりの事件数や相談件数が減少し、収入減に苦しんでいる60期以降の弁護士のことを言い、その若手を念頭において、その就職や業務対策を検討することとする。

これまで、若手対策というものを日弁連会長候補者や一弁会長候補者も重視して公約として上げ、また、日弁連の委員会、一弁の委員会等や派別内でも検討しているが、決して抜本的な名案は見当たらず、また、現況では弁護士会が若手に対して十分に報酬を伴った業務を提供するというのは不可能というのが現状である。したがって、この政策も抜本的な名案というものはないが、よりよい若手対策を模索しているというのが現状である。

### 2、一弁会長立候補者の両名の若手対策

そこで、平成29年2月に一弁の選挙において両名の候補（ここでは、A候補とB候補という）が打ち出した公約の中で、若手対策について紹介したうえで、若手対策としての提言をしたい。

#### (1) A候補予定者の若手支援対策

対応策としては、端的に、①若手会員の負担の軽減、②若手会員の業務量の拡充（業務拡大のための情報提供強化）を掲げている。

##### ①若手会員の負担の軽減としては、

- ・会費や新会館特別会費の免除・減額
- ・若手会員間でも年度により支出の状況が異なることを把握し、単年度会計での実現を検討しつつも、長期的な一弁の財務計画を掲げている。

##### ②若手会員の業務量の拡充（業務拡大のための情報提供強化）としては、

- ・法律相談、国選弁護、成年後見等、各種名簿への登載に結びつく研修の案内の申込みにメールを利用して利便性を高める工夫
- ・弁護士保険制度（LAC）や法テラスの利用方法についての具体的な情報を提供するなどして、これまで以上の会員の事件受任の支援

その他として

##### ③若手会員の業務拡大に向けた側面支援策として

- ・どのようなことで業務に躓くのか、どのような点に配慮していくことが大切かといった業務と直結した各種研修の機会を利用して、現

状分析に基づいた適切なアドバイスができる体制の検討

- ・会員サポート窓口を強化するなどの各種問題や紛争の解決体制の整備の必要性も掲げている。

## (2) B候補予定者の若手支援対策

### ①就職先やいわゆるノキ弁先の斡旋

「新人弁護士の直面する最初の問題は就職難です。数年前から実務修習終了時点で数百名の司法修習生の就職先が決まっていないという状況の下で、いわゆる即独，ケータイ弁と呼ばれる弁護士が増加しています。まずは、弁護士会として新人弁護士の活動拠点であるしっかりとした就職先事務所（ノキ弁の受け入れ先を含め）の紹介・斡旋に尽力しなければなりません。」

### ②オン・ザ・ジョブでの研修制度

「せっかく弁護士登録をしても、仕事がなければ何にもなりません。ところが、民事第一審通常訴訟事件数は2009年の235,508件をピークに減少し続け、2015年には142,487件となっており、刑事事件総数（被告人段階・地方裁判所）についても2004年の81,251件をピークに減少の一途とたどり、2014年には52,502件となっているという現実があります。ただでさえ司法修習の期間が1年間に短縮されたことにより、実務修習期間中に司法修習生が十分な実務経験を積むことが困難な状況にあるのに加えて、この民刑事の裁判事件の減少も一因となり、弁護士登録後も実務を通じたスキルアップを図ることができない会員が増加しています。弁護士会紹介事件においてベテラン弁護士と新人弁護士がペアで受任する制度を充実させる、2年だけの雇用期間を区切った養成事務所の制度の創設するなどオン・ザ・ジョブによる研修制度を検討すべきです。」

### ③実務経験不足を補完する相談制度等の充実

「当会では、班制度や会員サポート窓口を利用した相談制度が存在しますが、個別事件の処理の仕方を相談することは原則的に行っていません。しかし、特に事務所の先輩弁護士に相談できる環境にない若手弁護士が、実際に相談したいのは個別案件の処理方法についてであるといえます。これに呼応した適切な制度が検討されるべきです。例えば、班制度を工夫してこれに対応できる制度とすることなどは検討に値すると思います。また、スマホ、インターネットを通じて、現場ですぐに必要な情報を得られるようなツールの開発も進めるべきであると思います。」

### ④事務所の移籍支援制度

「若手弁護士の事務所の移籍等についても、弁護士会として相談に応じ支

援する制度の創設が望まれます。例えば、弁護士会が求人ナビのような仕組みを持ち、会員の事務所の間の情報を集約して人材の円滑な流動化を支援するような方法もあると思います。」

#### ⑤仕事の獲得

「仕事の獲得に関しては、従来型の法律相談、国選の配点は勿論、当会主催の外部セミナーの開催、他士業との交流会、当会が主催して外部業界団体とのネットワーキングの機会を作るなどして会員のために仕事獲得の機会を増やすべき」

#### ⑥権利保護保険（いわゆる弁護士保険，LAC）の拡大・活性化

#### ⑦全会員の経済的な負担の軽減

- 「・会費は一部減額
- ・日弁連の負担の軽減」

をあげている。

A候補、B候補いずれも若手対策として種々の工夫をこらした対策ではあり参考になるが、会費の軽減は即効果は出るものとおもわれるものの、他は、未だに、結果に結びついて成果をあげているわけではなく、今後の課題といえよう。また、会費の軽減は、確かに一応は若手対策にはなるが、弁護士会の収入と直結する問題であり、軽々には会費値下げを打ち出すことは適切ではないと思われる。後述のとおり、むしろ一律の会費値下げではなく、弁護士会の会務への貢献度に応じた会費の値下げを検討すべきである。

### 3、提案

#### (1) 業務支援

若手の業務支援として、単に若手会員のスキルアップを援助するといった従前より行われてきた対策では限界がある。抜本的対策としては、やはり弁護士自体の職域拡大、業務拡大の推進を指向すべきである。

#### ①種々の法律相談の実施

それを可能とするためにはこれまで経済的なペイの観点から省みられなかったような潜在的な弁護士需要に目を向けるべきである。例えば、外国人労働者専門の法律相談、高齢者専門の法律相談、生活保護受給者専門の法律相談といった内容を絞った法律相談会を弁護士会で実施し、若手会員に割り振り、自家受けを認めることで、将来の弁護士需要を掘り起こすといった手段が検討されて良い。

#### ②他業種団体との交流による新規の顧客開拓

弁護士会は他業種団体との交流を通じて、新規の顧客開拓を行う努力をす

るべきである。

### ③弁護士間ネットワークの構築

業務斡旋、共同受任等に資するような弁護士間のネットワークを構築し、若手会員を優先するような弁護士会のシステムの構築すべきである。

## (2) 経済支援

弁護士会への貢献度が高い若手会員については、その貢献に見合った処遇が施されるべきである。

### ① 会費の減額

貢献度に応じた会費の減額といったことは当然検討されるべきである。

### ② 弁護士会採用

特に貢献のあった若手会員については、弁護士会の事務局に弁護士を嘱託として、又は、従業員として採用するといった方法も検討するべきである。

## (3) 研修

### ① 受任しながらの研修

実際に受けた事件につき、受任しながら先輩が指導する研修制度を検討すべきである。

### ② 他の事務所での研修

他の事務所への短期の研修制度も検討するべきである。

## (4) その他情報の提供制度

### ① 事務所移転、独立、合併等の情報提供制度の確立

若手が事務所移転したり、独立したり、事務所が合併・分裂等の情報が早期に入手できれば、それに若手会員が関与して、希望する事務所への移籍や、一緒に開業したり、弱体化した事務所を支援することも可能となり得るのでその旨の状況提供の制度を弁護士会で確立するべきである。

### ② 弁護士推薦の情報の提供

弁護士の推薦の依頼してくる外部団体からの情報を積極的に若手に開示するシステムを弁護士会内に設けるべきである。

## 4 その他

新規事務所開設のためのパートナー弁護士紹介制度、事務職員紹介制度、事務所開設先不動産情報提供制度、ベテラン・中堅弁護士からの業務斡旋情報提供制度、弁護士の営業活動についての成功者の講演会などについても検討するべきである

以上

### 3 育児所の設置対策

#### 1 働く女性の状況と待機児童の状況

妊娠を機に退職を決める働く女性は決して少なくない。ある研究所のデータによると、妊娠・出産で仕事をやめた女性は正社員では73%、派遣社員・契約社員・パートでは91%であり、妊娠を機に退職をした女性は全体の8割にものぼるといふ。産休育休制度がすっかり普及しているかのようだが、実際に利用している人の割合はまだまだ少なく、約7割の女性が正社員としてのキャリアを一度捨てているのが現状です。

厚生労働省が2016年1月1日付でまとめた2015年の人口動態統計年間推計によると、日本人の出生数は2014年比4000人増の100万8000人となり、5年ぶりに増加に転じた。出生数の増加は、共働き家庭を如何に支援するか、子育て中の女性が如何に働きやすい子育て環境を国・地方自治体が醸成できるかにかかっている。保育園に入れたくても入れられない深刻な状況が続く待機児童問題であるが、厚生労働省によると、全国の待機児童数は今年に入り5年ぶりに増加し、その数は2万3,167人であるという(2015年4月1日時点)。東京都の場合、世田谷区の待機児童の数が突出して多い。同区によると、認可保育施設に入れない待機児童の数は近年増加傾向にあり、平成23年度に688人いた待機児童が平成24年度は1,000人を超え、平成25年度に入ってから1,182人となったとのことである。なぜこれほどまでに待機児童が増えてしまったのか、その理由として同区は「未就学児(0~5歳児)の数が想定を超える勢いで増えていること」をあげている。平成20年のリーマンショック以降、共働き家庭が増えたことなどにより、保育施設のニーズ自体が高くなっていることも理由の一つである。ここ数年は年に1,000人ペースで増加し、これに伴い、平成20年春入園の希望者が2,860人であったのが、平成27年の時点では6,175人と倍以上になっている。

また、出産後に就職しようとしても、産休明けの有職者が優先されている現状があり、一旦出産を機に退職した者に対する逆風の状況は継続している。

#### 2 対策

平成28年8月2日付で小池百合子が東京都知事に就任したが、現在、内閣府及び厚労省は子育て支援に全力を費やしている。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されており、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるために、消費税率引き上げにともなう財源が約7,000億円充てられることになる。また、市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定している。都道府県や国は、こうし

た市町村の取組を制度面、財政面から支えることになる。さらに、平成 28 年度には、「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、企業等からの事業主拠出金を財源として、事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用が促進されることになる。

このような流れの中で、当会としても、働く女性のために何らかの子育てへ参加することが強く望まれる。他会の取り組み例としては、大阪弁護士会の認可外保育所や東京都弁護士協同組合の保育園設置企画例（平成 16～20 年当時。未実施）がある。

### **(1) 一時預かり保育制度**

**ア)** 当会が子育て支援に参加する最短の手法は、保育所の開設ではなく、一時預かりの制度の実現を目指すことである。なぜなら、当会館内での開園をするためには場所的な制約がかかり、東京三会もしくは日弁連・東京三会レベルでの規模でなければ、弁護士会館内に適切な場所の確保もできず、かつ財政的負担にも応えられないからである。認証保育所などの保育施設の開設は、弁護士会の公益的な性格からして、弁護士会館内に設置することは考えられず、東京都弁護士協同組合などの事業体に委託するしかないが、上述したとおり、東京都弁護士協同組合の保育園設置企画は種々の理由から実現していない状況である。

一時預かりの保育施設は既に大阪弁護士会が 2015 年 4 月 27 日に大阪弁護士会館 1 階総合法律センターの 25 平方メートルを使って開園している（子育て支援室「はぐはぐ」と呼ばれている）。利用者は、同会会員、総合法律センターでの相談者、研修やシンポジウムの一般来館者であり、無料で利用できる。昨年度から全研修に原則として一時保育を付けることとしたそうである。財政的負担としては、常駐 2 名（内 1 名は保育士資格必要）の要員が必要で、月曜日から金曜日フルで開園すると委託料が月額 30 万円になるとのことである。また、日弁連では、子育て支援室設置に関する東京三会の協議会を開催するなどして一時預かりの保育施設開設を目指している。

単位会の運営する法律相談に来た一般来館者や相談担当の弁護士、研修やシンポジウムのために来館した一般来館者や会員にとって幼児の一時預かりを利用できることは子育て中の会員や当会の法律相談などに来訪される子育て中の利用者にとり大きなメリットと言える。

**イ)** 上記の恒久的な一時預かり保育の制度を実現するまでの経過的な処置として、当会の名簿登録のための研修や新人研修の際に、子育てをしている当会会員のためにいわゆる「イベント託児」を行うことが考えられる。当会では、平成 28 年度理事者の設置した「育児会員向け支援対策検討 PT」において、イベント託児開催のために保育専門会社との間で臨時託児業務委託契約書を締結し

(東弁ではすでにイベント託児の開催の実績があるようである。当会も平成 28 年度中の研修のためにイベント託児の開催を試みたが、希望者がおらず実現していない。), 次年度においては予算措置が講じられる予定である。

ウ) 会員自身が子どもの世話をすることができるスペースを開設することも考えられる。東弁はすでに弁護士会館にそのスペースを設けている。

## **(2) 認証保育所**

将来的には、当会に認証保育所を運営する事業主体を設置するか、もしくは外部委託方式によって、認証保育所を設置することも視野に置きうる。設置場所としては、弁護士会館内は利用可能な面積を確保することが難しいので、会館外が現実的である。有力な候補地としては、港区新橋地区、待機児童が都内で最も多い世田谷区かそれに近接する渋谷地区、または番町・麴町地区が挙げられる。

しかし、定員 40 名の認証保育所を想定した場合、100%の入園率で収入が 6500 万円、人件費・賃料等の支出が年間 4500 万円と試算されるため、当会の行うべき事業として財政的なリスクを相当程度含むものであることを認識しなければならない。

そのためには一時預かりの経験を経た上で認証保育所の運営を実施することが望ましいと考える次第である。

以上

## 4 高齢者弁護士対策

人は老いを避けることができない。弁護士の高齢化に伴う問題は福利厚生、経済問題、事業承継に分けて考えることが出来るだろう。

ここでは、高齢に限らず発生する問題、預り金等の取扱いに関する会規の制定、市民窓口の機能強化、紛議調停における情報の活用、会費滞納情報の活用、弁護士倫理研修の強化、弁護士相談窓口の充実、会員サポート窓口、弁護士業務妨害対策センター、こころの相談「ほっと」ライン、東京都弁護士国民健康保険組合によるメンタルヘルスカウンセリングなどの問題を除いて検討する。

### 1、高齢化と福利厚生

弁護士会の補償制度は、平成17年の保険業法の改正で廃止された。現在は保険業法に反しない範囲で社会的儀礼の範囲で弔慰金（最高額50万円）が支払われている。この制度の存続については、現在アンケートを基にして議論されており、支払基準が下げられる見込みである。年金制度、退職金制度については、国民年金の上乗せとして職能型国民年金基金（弁護士国民年金基金）中小企業退職金共済制度などが存しており、弁護士会からも折りにつけ啓蒙活動が行われている。

### 2、事業承継

老いとともに、収入が現象することはやむを得ないことと思われる。その対応策としてある程度のリタイア年齢を設定して、その時期に向けて、年金、退職金制度の利用を促進するという啓蒙告知が必要である（二弁のハッピーリタイアメント）。引退問題は、個人として解決しなければならない部分が多いが、弁護士業務の事業承継については、弁護士会が関与し、援助することが出来る分野である。若手の弁護士との架橋・紹介は高齢化した弁護士だけでは難しいところもあり、例えば、弁護士会が特定の事件の協力弁護士を紹介し、気が合いそうであれば事業の承継にまで結びつくことも可能であると思われる。その場合、事業承継の条件設定が困難であり、今後、条件について弁護士会でモデル案を提示できるようになるのが望ましい（二弁では、手が足りないときや専門的な事件を受任したときに弁護士会に弁護士の推薦を求めると、委員会や法律研究会に所属している弁護士の中から相応しい弁護士を推薦してくれるサービスがあり、若手弁護士と高齢弁護士との仲介を行い、事業承継も視野に入れた制度を作ろうとしている）。

### 3、生きがい

弁護士生き甲斐として表彰、感謝状、特別賞（人権大賞、会務功労賞、社会貢献賞）、会合の設置（高齢者の交流場所、高齢者＋若手【技術の継承】）ということが考えられるが、これらの問題は高齢化に独自ではないという意見もあり、今後の検討課題である。

以上

## 5 健康管理対策

### 会員のための健康管理対策

#### 1、日弁連・東京三会の会員のための健康管理対策は極めて貧弱

弁護士会員の健康管理は、それは当然自らおこなうべきものである。弁護士は自営業者であり、自らの健康は自ら守るべきであるというのが伝統的な考え方である。弁護士は、裁判官、検察官とは異なって職場による補償がない分、健康が最大の資産なのであるから自ら健康に留意しなければならないのは当然のことである。例えば、生活習慣病である糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心筋梗塞、脳卒中等の対策として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の対策として、平成20年4月より特定健康診断・保健指導が導入されており、国民健康保険、健康保険組合の会員は、その特定健康診断・保健指導を受けることができ、その際は国民健康保険の方から補助金が出されることになっているので、弁護士会員は自分で積極的にこの特定健康診断を受診して、メタボ対策を行うべきである。

他方で、弁護士人口も増えて、いわゆるイソ弁は勤務弁護士として多くの場合に「労働者」という立場であり、「使用者」である事務所の経営弁護士（「ボス弁」）は安全配慮義務を負うことになる。また、勤務弁護士が労働者でなく、「自営業者」であったとしても、後述するとおり、弁護士を取り巻く経営環境は極めて厳しいものとなっている。そのため、弁護士にも過労死・過労自殺など発生の可能性は充分にあり、また、既にメンタル系の疾病は相当に多くの弁護士に発生しているのではないかと予想されている。これらの健康問題になると、弁護士個人、弁護士事務所だけでは対応できない面もあり、弁護士会としても会員の健康に関わらざるを得ない状況となっている。

#### 2、弁護士会等の健康関係の活動

前述のように、日弁連、弁護士会連合会、各単位弁護士会の会員に対する健康管理、健康支援は極めて貧弱である。日弁連、弁護士会連合会、各単位弁護士会やその関連団体が会員の健康に関して配慮をしているのは、せいぜい次の①～④くらいのものである。

##### ① 弁護士国民健康保険組合

春と秋の健康診断（医療法人社団こころとからだの元気プラザへの委嘱）の実施と、東京の弁護士国民健康保険組合は、おくればせながらメンタルヘルスカウンセリングを始めた。

② 東京三会のメンタル相談

2014年に開始したが、日弁連による実施に伴い廃止となった。

③ 日弁連

メンタルヘルスカウンセリングを2015年10月から実施している。

問題は、カウンセリングは余り実施されていないということである。

④ 弁護士協同組合

東京都弁護士協同組合の提携先には、①聖路加国際病院附属クリニック聖路加メディローカス、②医療法人社団敬昭会芙蓉診療所精神病医学センター、③医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブがあり、不定期の健康診断を受けることができるが、その程度である。

### 3、弁護士の健康悪化の要因

弁護士の健康状態が急激に悪化したというわけではないが、特に、弁護士の急増により、厳しい経営状況に立ち、弁護士同士や他業種の者との間の仕事の奪い合い、報酬額のダンピング、著しい長時間労働、質の悪い仕事を受けざるを得ない状況に追い込まれるによる精神的な負担等によって、厳しい状況に陥っている場合がある。そのような場合には、メンタル疾患に罹患している弁護士、または、罹患することが予想される弁護士の数が増えているのではないかと危惧される。

その要因は次のようなものであろう。

- ・ 弁護士の業務過多、勤務弁護士のサービス残業
- ・ 業務量の減少による収入源
- ・ 無理した業務の受任（困難な事件の受任）
- ・ 事務所経営の経済面・人材面その他の困難性
- ・ 専門性化による業務処理の困難性
- ・ 人間関係の難しさ（経営弁護士との関係・他の勤務弁護士との関係、事務局との関係、依頼者との関係、相手方との関係、裁判所との関係）

### 4、弁護士の貧困化

健康問題とも深い関係があるが、弁護士の激増に伴われた業務の激減、それによる所得の極端な減少の実態がある。法務省法曹養成制度改革連絡協議会が2016年7月に発表した「法曹の収入・所得」と題するアンケート調査によると、2014年の弁護士1人の収入は平均1430万円、所得は平均600万円となっている。2006年には収入が平均3620万円、所得が平均1748万円であったというのと比較すると、この8年で収入、所得ともに実に約

3分の1に減少しているが、まさに危機的状況である。特に地方の弁護士が厳しい状況であり、東京・大阪の弁護士はまだましということも言われているが、東京・大阪はましということの真偽は定かではない。

所得の激減による生活の貧しさについては、以下のとおり、ベテランの弁護士と若手の弁護士とそれぞれ若干事情は異なるようである。

(1) ベテラン弁護士の老後の生活の貧しさ

ベテラン弁護士の場合の貧しさの要因は次のようなものであろう。

- ・ 老化・認知症の発症等の健康状況の悪化
- ・ 退職金無し、企業年金無し等の老後の蓄えが少ないこと
- ・ 年金は国民年金のみであること（それにも加入していない会員も多いと聞いている）
- ・ 弁護士国民年金基金には高齢会員は加入していない傾向が高いこと
- ・ 個人事務所については後継者が育っていないため、すべての業務を自分で処理せざるを得ないこと（ハッピーリタイア等あり得ない）。

(2) 若手弁護士の自営の場合

他方で若手弁護士の場合の貧しさの要因は次のようなものであろう。

- ・ 業務量の不足のために、とにかく仕事の確保のために、安い報酬の仕事にでも手を付けざるを得ないこと
- ・ 長時間労働、深夜勤務等の不健康な生活
- ・ 未婚者の場合には、経済的問題の外に、特に1人暮らしの場合は不規則な生活になりやすく、食事も偏りやすいこと
- ・ 既婚者の場合でも、年収600万円では、結婚をしたか否かにかかわらず、経済的にも時間的にも余裕がなく、生活に追われる状態となること

5、弁護士会員及び弁護士事務所職員の健康の問題

経済的な問題は、他の政策で検討してもらおうとして、弁護士会として会員の健康のために実施できることには限界があるが、次の5点を提唱したい。

(1) 会員の利用できる弁護士スポーツジム

リッチな弁護士を対象とする高額のコストがかかるジム、ゴルフやリゾートでなく、希望する会員に弁護士会との提携による格安のジムのサービスを提供すること

(2) 不定期の健康診断のできる体制を

弁護士健康保険組合が提供している定期の健康診断ばかりでなく、不定期に、必要なときに健康診断を受けることができる体制にすること。

前述のように、東京都弁護士協同組合の提携先には、①聖路加国際病院附属クリニック聖路加メディローカス、②医療法人社団敬昭会芙蓉診療所精神病学センター、③医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブがある程度であるが、もっと多く、また安価な病院を探して提携して会員に情報の提供をするべきである。

### (3) 健康相談を受けられる健康管理センターの設置

東京三会及び日弁連による健康管理センターを弁護士会館の1角に設置をする。週2日程度、病院から医師に来てもらい、診察のみならず、健康相談を受けることができるようにする。

既に日弁連が実施しているメンタルヘルスカウンセリングを充実させ、さらにそれ以外の分野でも健康相談を受けられるようにする。そして、その相談の結果必要とあれば、専門病院を紹介する仕組みを確立する。

### (4) 病院との提携によるサービス

所属会員の中には、大手の病院の顧問弁護士、あるいは委任を受けて訴訟を担当している弁護士も少なくない。健康管理センターの医師のみならず、それらの会員の人的関係を活用して、弁護士会として、必要な会員の希望に沿い、①早期の精密検診を行う医療機関の紹介、②治療のための専門医の紹介、③優先的な通院先。入院先の確保、等を行うこととする。

### (5) 東京三会・日弁連・関弁連による健康管理委員会の設置を

弁護士の健康状態について、未だにその実態はなかなか解らない。そこで、東京三会・日弁連・関弁連では、会員の健康状態のマクロ的な現状分析と、その対応策を協議するために健康管理委員会を設置する必要がある。医師（特に精神科）も委嘱して出席して貰い、1月に1回程度の会合を持つことが必要であり。委託している健康診断を実施している医療機関も参加してもらおう。無論、健康情報は機微情報であるから、その情報管理には万全を期さなければならない。

50人以上常時労働者のいる事業場は毎月1回は衛生委員会を開催し、かつ、産業医を選任しなければならないのであるから、その衛生委員会、産業医について四会で有機的な関係を作れば、健康管理委員会の設置は容易であろう。

以上

## 6 綱紀・懲戒対策

### 1 市民窓口等の拡充

弁護士人口が増大とともに弁護士の非違行為も増加しており、過去7年間で市民窓口件数は年間で200件台から600件台となっており、これに対する弁護士会の監督権、懲戒権等がますます重要となってくる。

弁護士会としては、すでに市民窓口を設けて会員に対する苦情を聴取し、これに対応する制度を設けているが、今後はこの制度をさらに拡充させるとともに、法律相談や国選弁護・当番弁護活動などの担当弁護士に対する苦情などの情報も統合して、弁護士会が早期に対応して問題が大きくなる前に解決を図る制度を確立していく必要がある。

具体的には、苦情が多い会員に対しては、理事者が早めに当該会員に対して指導・監督をするとともに、必要に応じて、法律相談や国選弁護・当番弁護士の配点の停止、名簿からの削除も検討すべきである。

特に後見人については、推薦の段階のみならず、すでに選任されている後見人の財産管理状況に問題がないかにつき、弁護士会としても特段の配慮をすべきである。

### 2 綱紀・懲戒制度の合理化

会員の不祥事が発覚した場合、事案が軽微であれば理事者等により会員を指導する措置を構じることとし、事案が軽微とは言えない場合には速やかに会請求をするなどして綱紀・懲戒手続により解決を図るべきである。

そのためには、綱紀・懲戒手続の合理化を図る必要がある。現在の綱紀・懲戒手続は軽微な事案、濫用的な申立てと見られる事案を含めて審理に時間がかかりすぎている。軽微な事案、濫用的な申立てと見られる事案については、早期に結論が出るよう制度、組織を改革する必要がある。そうでない事案でも、一定の期限内に結論を出すよう促したり、適宜委員の交代を図るなどして、早期に解決ができるよう務めるべきである。

その制度改革の一環として、平成28年度においては、綱紀委員会に囑託制度ができたが、同制度の運用を見ながらさらに制度改革を進めていくべきである。懲戒委員会においても囑託制度を検討すべきである。

また、過去の綱紀・懲戒事例を集約し、事案の処理参考にできるようなシステムを構築すべきである。

### 3 弁護士業務適正化委員会の改革

現在、弁護士業務適正化委員会においては、主としてクレサラ案件を中心

とした非弁提携行為、非弁行為、不当な広告規制などを取り扱っているが、これらに限らず、多様化した弁護士業務一般（例えば弁護士職務基本規程違反等）で他の委員会で取扱いができない事案については取扱いができるようにすべきである。

また、現在の委員会は長期滞留事案もあるが、適正迅速な処理ができるよう制度・組織改革が必要である。このためには、同委員会にも囑託を置くことを検討すべきである。

以上

## 7 研修の重複防止・効率化対策

### 研修に関する合理的な運営のための提言

#### 1、東京三会、日弁連（関弁連）の研修における問題点

##### （1）現状と基本的な考え方

弁護士会における会員のための研修については従前に比べて活発になっており、それはそれで結構なことではあるが、同じテーマで、または、類似のテーマで、東京三弁護士会と日弁連が、それぞれが別々にセミナーを実施することが多いのが実情であるが、できる限り重複は避けるべきである。実際には、日弁連、東京三会が張り合って研修を実施しているような傾向が強いが、張り合うというよりはむしろ協力し合って、日弁連、東京三会の会員が利用しやすく、また運営上も合理的な仕組みが検討されるべきである。

勿論、聴講者が多くて当該会場に入りきれない場合には、重複して行うことも、やむを得ない場合もあるが、漫然と同じテーマで、場合によっては同じ講師で、重複して行っていることが多いのが実情である。日弁連、東京三会等でセミナーを録画して、所属会の枠を超えて、勤務する事務所においてEラーニングで受講できるようにするのであれば、重複して行う必要はない。

このように、日弁連、東京三会の研修センター等が同じか又は類似のテーマでの研修を張り合っているような状況になっている状態については、速やかに改善するべきである。

##### （2）東相協、三会労働のセミナーとの関係

さらに、東京三会においては、各会の研修担当の委員会である研修センターの関与しない東京法律相談運営協議会（以下、「東相協」という）の主催するセミナー、三会労働法制委員会（以下「三会労働」という）の主催するセミナー等が、同じ、又は、類似のテーマで別個に併行して行われていることがある。これについても、日弁連や東京三会研修センターのセミナーを含めて、Eラーニングを活用すれば、いずれかの研修で実施すればすむのであり、重複は避けるべきである。

##### （3）重複を避けるメリット

また、同一・類似のテーマ・同じ講師での研修となると、それぞれが講師料、資料代などを負担することになり、その負担が大きくなるので、回数、費用を削減できるような努力をすべきである。また、クレオや三会会議室の利用も少なくなると他面の活用をすることができる。

## 2、改善すべき点

### (1) 協議会の設置

日弁連の研修、東京三会研修センター、東相協、三会労働等の主催する研修を行うに当たっては、一定の期間毎にそれぞれの情報を交換して、日程や内容を調整し合って、同じまたは類似のテーマの研修の回数を減らしたり、共催にするなどの努力をするべきではないかと考える。そのことによって、資料の印刷代や講師料も節約できるものと思われる。

そのためには、東京三会研修センター、日弁連、東相協、三会労働等も含めた協議会をつくり、場合によっては関弁連の研修委員会も参加してもらい、少なくとも3か月に1回、年4回くらいは協議会を実施すべきである。

また、一弁には研修嘱託はいないが、日弁連、東弁、二弁には研修嘱託があり、その協議会は委員長に代わって、又は委員長と共に、研修嘱託に参加してもらってもよいと考える。

### (2) 他会の会員の聴講の融通化

共催にはできないで、これまで東京三会が別々に研修を実施する場合に、これまで他会の会員については聴講することを制限していたが、できるだけ認めるように柔軟に対応するべきではないかと思われる。

研修の内容次第では所属会の会員を優先すべき場合があるとしても、余剰がある場合には、他会の会員の参加を認めてもよいのではないかと思われる。

勿論、倫理研修や新入会員の研修、第一東京弁護士会会員独自の企画や事情に基づく研修については他会の会員の聴講を制限することにならざるをえないが、それ以外には他会の会員の参加を認めるようにするべきである。

### (3) 無料化の方向へ

Eラーニングについては、受講料について、日弁連も平成28年夏には無料化したし、一弁は既に平成26年10月には無料化している。

これも、東京三会でそのコンテンツを独占する必要性に乏しく、東京三会の会員であればEラーニングは、互いに無料で見ることができるようにするか、互いにDVD化して、無料で貸し出す方向を考えればよい（日弁連は、既にDVDの無料貸出し実施している）。

勿論、東京三会以外の会員についても、日弁連の研修以外であっても、無料か有料かの問題はあるが、申し込みがあれば原則として利用できるよう工夫するべきである。

なお、弁護士会の独自性を出したいというテーマの研修であれば、それは他会の会員には見せないようにするとか、有料化するとかして考えてよい。

#### (4) 研修叢書の作成

研修叢書は、日弁連の夏期研修については長年作られて出版されているが、日弁連、東京三会、関弁連では作られていない（東弁はかつては作って販売したし、一弁はかなり前に数冊が作ったことがある）。Eラーニングされているから研修叢書は必要ないという意見もあるが、Eラーニングは何時までもアップされているとは限らないし、調査するときEラーニングでは利用しづらい面がある。その意味では、たとえその研修がEラーニング化されているとしても研修叢書を作る必要性は存在する。その意味では、協議会で役に立つ内容の研修については、研修叢書をつくり、有料配布するべきである。そのことにより、より研修内容の活用を図ることが可能になると考える。

そのために協議会内に編集のための部会などの設立も検討するべきである。

以上

### 8 一弁の行事－新年会・常例懇・先進会員表敬式・叙勲祝賀会・忘年会の位置づけ

#### 1、現状

現在の、一弁の公式の行事（総会を除く）は次のとおりである。なお、時間と会費はすべて平成28年度の数字であり、会費は一般会員向けのものである。若手向けには安い会費が設定されている。

##### (1) 常例懇談会

常例懇談会が年4回開催されている。常例懇談会の沿革は、一弁初代会長原嘉道が昭和初年に企図して実現させたもので、英国のバリスター協会の全員出席の晩餐会に範をえたものであった。

ア、7月に、ビヤパーティーがある。

午後5時半から銀座ライオン等で立食で開催されており、2時間弱で終了する。会費は8000円。出席者は120名程度である。ビンゴゲームが行われることが特徴である。

イ、12月に、忘年会並びに秋の叙勲受賞者祝賀会がある。

午後5時半から松本楼等で立食で開催されており、2時間弱で終了する。会費1万円。出席者は100名程度である。叙勲を受けた会員から挨拶をいただいている。

ウ、1月に、新年会がある。

正午から一弁講堂で立食で開催されており、1時間程度で終了する。会費は6000円。出席者は120名程度である。

エ、3月に、創立記念日がある。

午後5時半から一弁講堂で立食で開催されており、2時間弱で終了する。会費は8000円。出席者は80名程度である。

## (2) 先進会員表敬式並びに春の叙勲受賞者祝賀会

先進会員表敬式並びに春の叙勲受賞者祝賀会が5月に行われている。

昼の通常総会の後に、午後3時から一弁講堂で先進会員表敬式が行われ、日弁連会長、東京地裁所長、東京地検検事正から祝辞をいただいている。パーティー会場に席を移して、午後4時半からその後「余興」が行われている。余興への出席者は非常に少ない。午後5時半から夜に松本楼等で着席のパーティーが行われる。会費1万5000円くらいであり、出席者は60名程度である。先進会員及び叙勲を受けた会員から挨拶をいただいている。

相当な費用の持ち出しがあるが、それは、招待者が20名程度にのぼると、30名程度の先進会員への記念品代（一人当たり約2万円程度）をこの予算から支出しているためである。

## (3) その他

ア、多摩支部の関係で、1月に多摩支部新年会、6月に多摩支部総会がある。

イ、1月に、司法研修所を新たに修了して新たに一弁に登録した会員に対する新入会員歓迎会が行われている。

ウ、不定期に、日弁連事務次長や司法研修所教官に就任する会員、退任した会員に対する激励会、慰労会が行われている。

## 2、問題点

### (1) 参加人数が少ないこと、出席者が固定化していること

現在の一弁の集会の最大の問題点は、参加人数が少ないことである。出席者は、多い集会でもせいぜい120名程度に過ぎない。このうち多くは固定メンバーである。出席者の多くは理事者経験者などであり、おそらくは300名程度の母集団のうちの100名程度が出席しているという状況ではないかと思われる。

一弁の会員数は約5000人であり、約4700名ほどは一弁の会合に無関心なものであると思われる。

### (3) 運営に工夫ないこと

会長、来賓の挨拶が続き、その後歓談をするだけであり、その進行に工夫がなく、マンネリの傾向と言わざるを得ない。挨拶と参加者の懇親だけで終わっていると言ってよい。

### 3、改革の方向

次のような方策を検討すべきだと思われる。

- (1) 参加人数を増やすための方策を講じるべきである。鶏と卵の議論になるが、常例懇談会の出席者が仮に全体で1000名程度になり、同期で20人程度が出席するようになれば、「顔を出してみようか」という感覚の出席者が増えると思われる。常例懇談会の開始時間は早いので、1時間程度出席して仕事に戻ることは十分可能であり、比較的時間的には出席しやすいと思われる。

常例懇談会等の告知は、会報に、過去の状況の写真等と共に掲載することも考えられる。常例懇談会の様子をスナップで写真撮影し、一弁HPに掲載する等することも、それなりに効果があるのではないかと思われる。

- (2) 会の持ち方にもっと工夫を講じるべきである。それが、出席人数を増やすことにもつながると思われる。たとえば、1月及び3月の常例懇談会の定例の企画がないので、何らかの表彰などすれば、出席者が増えるのではないだろうか。
- (3) 先進会員並びに春の叙勲受賞者祝賀会は、運営が形式的に固定化していて改善が必要である。少なくとも余興は廃止すべきである。先進会員表敬式に引き続いて、「委員長の任命式」や「前年度の優秀委員会賞」というセレモニーを新たに設けてこれを行ったりすることを検討してもよいのではないかと思われる。
- (4) 7月の倫理研修では、同期がほぼ全員出席するので、これの開催に合わせて夕方から懇親会を行うことを検討するべきである。特に若い期は同期の懇親会をやる習慣がないので、倫理研修を夕方にして、同期の懇親会を開催することは有用だと思われる。
- (5) また、若手の出席を促すため、例えば若手会員委員会から代表を出席してもらい、その若手に話す機会を与えてはどうかと思われる。

## 9. 多摩支部問題対策

### 1 多摩支部会員の資格制限問題

東京三会は平成30年4月1日以降多摩支部会員は事務所が多摩支部にある会員に限定

#### (1) 自治権

ア 他会では自治権として論じられているが、多摩支部は独立の弁護士会ではないので、「自治権」と言っても、本会から独立の自治権を与えるという議論ではない。現在、東二弁は、本会とは別個に多摩支部に委員会を設けて活動しており、多摩地区の自治体（26市、4町）に対しては多摩支部という名称で本会とは独立して交渉している。

#### (2) 委員会活動その他の公務負担・利益

ア 一弁の多摩支部は、多摩在事会員数が東一二弁全体の8分の1と圧倒的に少数のため、多摩支部委員会に正委員ではなくオブザーバーとして参加していた。現在は特別委員として参加している。一弁は、国選、法律相談、家裁選任等は多摩支部会員に限定しないで選任されているが、修習生担当は多摩支部在事会員のみで少人数で東二弁と2対1対1で負担しているため加重となっている。破産管財人は、破産部と多摩支部との独自の交流のため多摩在事弁護士優先で選任されている。東一二弁の選任比率は2対1対1となっていない。

イ 一弁の会員の資格制限をした場合、多摩支部内では圧倒的に少ないので発言権が制約されることになるとと思われる。

### 2 資格制限をしたときの一弁の対東二弁との費用負担・公務負担・割当配分率

#### (1) 現状の多摩支部会費負担

多摩支部全体の費用負担は、2対1対1で負担しているため、一弁の多摩の人数比（8分の1）に対する負担割合は他会より過大である。

#### (2) 5対1対2に経費負担を変更した場合の、公務負担・割当配分率

ア 司法修習生配点は、負担変更される見込み。

イ 国選（現状・多摩枠として5枠あり、うち3枠を本会会員、2枠を多摩事務所会員が東一二の配分率に関係なく順番に割当）は将来東一二とも多摩支部だけでは運用できないと思われる。

ウ 法律相談（現状一弁本会会員が参加して2対1対1）今後、多摩支部会員のみで運用されることになるので割当配分率は変更されると思われる（新町田法律相談センターのみ5対1対2で先行している）。

エ 家庭裁判所の選任（同上） 今後、多摩支部会員のみか

オ 破産管財人（地裁の配点は、すでに現在2対1対1ではない。多摩優先） 現状通り

### 3 本会化、本庁化

(1) 本会化 多摩支部を単一の弁護士会とすること。弁護士法の改正が必要。

(2) 本庁化 東京地方裁判所立川支部が、東京地方裁判所から独立した地裁になること。裁判所法の改正が必要

### 4 一弁の現状

(1) 資格制限が臨時総会で可決

(2) 資格制限をしたときの一弁の対東二弁との費用負担は、5対1対2に負担を変更する合意書を締結

- (3) 委員会活動 一弁の委員も、委員会の構成委員として参加することとなった。ただし、事実上、本庁内の弁護士が多摩の弁護士会活動に参加するのは困難である。
- 5 次に来る政策課題
- (1) 八王子弁護士会館は売却することが決まっているが進んでおらず売却すべき。
  - (2) 多摩支部には支部独自の歴史と一弁の会員が少なすぎるという課題があり、一弁独自の政策提言を行うのは困難であるが、今後の支部の発展に向けて、提言を行うべく努力していく必要がある。

## 10 公設事務所問題対策

### 1 現状

#### (1) 一弁公設の現状

債務整理事件が減少し、全国的に公設事務所が苦戦しているなかで、渋谷シビックは、法テラス、渋谷区相談、駒大業務委託をベースに、困難な成年後見事件法人受任や地元自治体との連携等様々な努力をし、新人迎え入れ、法テラス、自治体任期付公務員（2名）を輩出しつつ、平成27年度は一弁への債務のうち600万円を返済した。町田シビックは、2016年3月、地域定着を実現し公設廃止に至った。

他方、東弁公設や二弁公設等に比して、弁護士数、過疎地派遣人数や他職経験者受入人数等はこれまで相対的に少なかった。

#### (2) 人員構成等

渋谷シビックの構成員は、48期（所長）60期各1名、66期1名、68期69期各3名（うち法テラススタッフ弁各1名。）である。

#### (3) 法律相談・受任件数

法律相談件数は、例えば2016年10月は130件、11月116件12月135件である。同年11月の内訳は、シビック相談面談4、同電話11、法相センター22、法テラス指定相談71、法テラス渋谷区役所相談3、夜間無料法律相談5であった。

受任件数は、2016年10月21件、11月14件、12月13件であった。

#### (4) 一弁負担年額は、20,064,000円である。

一弁が渋谷事務所の賃料1,149,200円、共益費202,800円、袖看板20,000円で年16,464,000円を負担しているところ、渋谷シビックは一弁に対し賃料として6,000,000円（月額50万円）を支払っているつまり、差し引き10,464,000円が賃料関係での一弁負担額である。平成25年度に事務所を移転し賃料総額は減額したが、渋谷シビックの負担額は変わっていない。平成25年度理事者は無償化の方針を示し、また平成27年度公設事務所運営委員会は30万円への減額を提案したが、財務面等の考慮から、その後も負担額は変わっていない。

加えて、一弁から渋谷シビックに対し法律相談業務委託料として、月額80万円（年9,600,000円）が支払われている。

#### (5) 一弁負担累計額（渋谷）（平成14-27年度）は、次のとおりである。

法律相談特別会計	121,243,726円
公設特別会計	268,582,821円

(他に平成 25 年度差入保証金 6,895,200 円)

貸付金免除額 16,864,000 円 (平成 26 年度常議員会承認)

## 2 問題の所在

### (1) 公設事務所の目的、役割、必要性

一弁が公設事務所を維持し続ける意義があるのか、あるとすればどういう役割を果たすべきなのか。法律相談の拠点として必要ではないか、弁護士会として地域貢献のモデル事業を進めるべきではないか、過疎地や自治体等に派遣する人材養成の拠点が必要ではないか、裁判員裁判を含め刑事弁護人については刑事弁護教官を養成する拠点となるべきではないか、さらに弁護士任官や裁判官他職経験の弁護士会としての拠点が必要ではないか。

### (2) 収入確保、弁護士会からの支援の是非・内容

収入をどう確保するか、弁護士会からの支援を増加する必要があるのではないか。収入増にむけて事務所としての経営努力をすとしても、非採算活動とのバランスを考えると、一弁からの支援維持は必要ではないか、さらに支援増や給付が必要ではないか。

### (3) 債務への対応

一弁に対する現在の債務 (現在 5100 万円) をどうするか。返済は現実的か、むしろ債務免除して、今後は給付金とすべきではないか。

### (4) 当面の運営課題

所長後継者 (現所長選任 2013 年 4 月) の人選が必要である。(賃料 (現在 50 万円) 減額の是非、新人採用、復帰者再入所、駒沢法科大学院の状況への配慮も必要である。

### (5) 会内討議へ

これら諸課題を検討するために、平成 28 年度理事者は、公設事務所 PT を設置することとした。

## 3 議論の方向性

一弁において公設事務所は既に一定の役割を果たしたとする意見も有力で、真剣な検討に値する。現在の債務額と運転資金の状況、税制を前提とすれば、清算後であれば債務免除をしても免除益課税 (構成員の第二次納税義務の発生) は無いと想定される。

しかし、全国の弁護士会が公設事務所維持に努力していること、過疎地等派遣のニーズがあること、法律相談センター機能について箱物でないバーチャルシステムの比重が高まるとしても一定の拠点が存在することは意義があること等を考えると、当面の間、一弁公設を維持すべきである。

ただし、公設事務所維持の意義について議論を深めるとともに、財務や収支構造、人材確保と育成方法については、十分な検討が必要である。

財務については、事務所の経営努力、ニーズ開拓、地域連携等を強化すべきことは必須であるが、そのうえで、過去債務については引当金を計上し、以後は(第二東京弁護士会が政策転換したように)一定の給付を検討すべきである。

人材について、過疎地等に送り出すに値する人材を育成するため、専門的事件のOJT等を公設事務所外会員も含めて強めること、それらのために一弁からの給付増を検討すべきである。同時に、人員構成、給与体系の見直し等も課題である。過疎地等からの帰任者を中心に運営する体制に移行することも検討にあたいする。また、東弁公設は、年俸の2.2倍の収入目標を設定している。収入目標を達成すべきことが過度に強調されると弊害があるが、各弁護士ごと収入目標額の設定の是非や、歩合的部分の拡大、個人受任事件の扱いの再検討等も課題である。なお、これら諸課題の検討にあたっては、公設事務所設置の趣旨、会財務の観点を踏まえるとともに、公設事務所で努力をしている公設事務所構成メンバーの実情・意見を踏まえることが重要である。

以上

## 11. 会館スペース問題対策

### 1 現状の問題点について

霞が関の弁護士会館は、1995年6月15日建築以来既に21年が経過し、現在、20年目大規模改修工事が検討されている状況にあるが、この間、1999年以降実施に移された司法制度改革による法曹人口の急激な増大により、2016年3月31日現在日弁連に登録した弁護士数は37,680人、2016年6月末日現在における第一東京弁護士会の会員数は4,793人となっている。

そのため、1995年当時の弁護士会員数を念頭に置いて設計された霞が関の弁護士会館では、エレベーターの台数が不足し、なかなかフロアに到着しない、委員会や研修を開催したくても会議室が取りづらいなどの状況が生じている。

<現在の霞が関の弁護士会館の状況等について>

#### (1) 建物の概要

所 在	千代田区霞が関1-1-3 (住居表示)		
竣 工	1995年6月15日 (築21年)		
敷地面積	4,792㎡		(1,449.58坪)
建築面積	2,289.22㎡		(692.49坪)
延床面積	25,816.13㎡		(7,809.38坪)
階 数	地下2階、地上17階、PH1階		
構 造	地下2～4階 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階以上及びPH階 鉄骨造		
建ぺい率	47.77%		(現行基準50%)
容 積 率	500.00%		(現行基準500%)

エレベーター	乗 用 常 用	定員17人	4台	No1～4
	乗 用 非 常 用	定員17人	1台	No5
	荷 物 用 乗 用		1台	No6

#### (2) 所有関係

建物は、日弁連、東弁、一弁、二弁4団体の共有  
(一弁の持ち分は100分の19)

土地は、国所有 (国有地使用許可に基づく利用)

## 2 第2会館の検討について

エレベーターの増設は、建ぺい率・容積率や会館の構造とのかねあいから困難とされ、改善が見込めない。会議室の増加も、仮に13階の倉庫を片付けて一部を転用することも考えられなくはないが、スペースに限りがあり、改善効果は少ない。そこで、現在の弁護士会館とは別に第2会館を設けるべきか否かについて検討してきたところであるが、その概要は、以下の通りである。

### (1) 考えられる方法について

第2会館を仮に設け増床とする場合、賃借方式と、第2会館を建築若しくは取得する方式がある。

※現在の第一東京弁護士会使用フロア面積概要

25,816.13㎡ ÷ 19F × 4F ≒ 5,435㎡ (1,644坪)

### (2) 場所について～予算額と連動する部分有り

- ・霞が関駅付近とすると、イイノビル、日比谷シティもしくはその付近等
- ・霞が関にも中目黒にも1本で行ける駅は、日比谷線恵比寿、広尾、六本木、神谷町
- ・「ビジネス・コート」のことを考えると中目黒駅も選択肢の一つ

### <東京高地裁中目黒分室「ビジネス・コート」>

最高裁は、東京都目黒区中目黒2-4-14にあった関東信越厚生局麻薬取締部の庁舎、厚生労働省宿舍などの跡地（中目黒駅から徒歩約8分）約8千平方メートルに、知的財産トラブルや破産手続きなど、ビジネス関係の訴訟を扱う部門を集めた延べ床面積約1万5千平方メートルの新庁舎を建設し、平成33年ごろのオープンを目指している。

新庁舎建設の背景には、高裁、地裁、家裁、簡裁の機能が集中する東京・霞が関エリアが手狭になったという事情がある。近年は特に、相続や離婚など家事事件が増加し、家裁の調停室などが不足。隣接庁舎の一部を間借りするなどして対応する一方、建築規制の関係で現庁舎の建て替えは難しいため、今後、取扱件数の増加が見込まれるビジネス関係部門の移転先を検討していた。

新庁舎には、特許事件などを専門的に扱う知財高裁のほか、東京地裁からも（1）知財部（2）商事部（3）破産部が移転する見込み。

新庁舎は、法廷と遠隔地の裁判所をつなぐテレビ会議システムなどを充実させ、複雑化するビジネス関係訴訟に対応することなどが狙い。証

人が遠隔地に住む場合などに、テレビ会議システムで証人の居住地に近い裁判所と新庁舎の法廷をつなぎ、証人尋問などを行えるようにする。

### (3) 検討事項

- ・会議室のみならず、一部の事務局機能も移転するか否か
- ・賃借か購入か、購入の場合、新築か中古か～予算額との兼ね合い

### 3 提言～今後の進め方について

現状を見る限り、今後の会員数の増加も考えると、いずれ会館スペースに不足をきたすことはほぼ明らかであり、対応について検討をすべきである。

そのためには、一定の結論を得るまでに時間を要することも考え合わせると、早期に会館問題に強い会員を構成員とした専門に検討する協議会あるいはプロジェクトチームを設置して、検討を開始すべきである。

## 1 2 法律相談の在り方対策

### 1 問題の所在

法律相談事業は、これまで弁護士会の主要な事業の1つに位置付けられており、一弁の法律相談特別会計には黒字が累積し、一般会計に相当額を繰り入れる等財政面でも貢献してきた。

ところが、近年、法律相談件数が激減し、また、賃料や人件費等多額の費用がかかる外部法律相談センターを複数開設したことにより、法律相談事業の収支が急激に悪化している。

そのため、法律相談センターの統廃合や法律相談担当者には支払う日当を減額する等の収支改善策を講じてきたが、現在も法律相談事業は赤字が続いている。

この問題に対する解決策を探るために、平成26年度に法律相談事業検討協議会（座長：横溝高至先生）が設けられ、答申書（H27.9.8付け）が提出されている。

### 2 法律相談事業に関する各論点について

#### （1）法律相談事業の必要性・目的

①弁護士会の法律相談事業は、そもそも、昭和47年に法律相談センターを設立したのが始まりであり、設置目的としては、①国民が気軽に弁護士に相談や依頼ができるようにする（市民のリーガルアクセスの向上）、②国民の諸権利を守る、③弁護士の職域・業務の拡張といった複合的なものとし、これに併せて④弁護士会財政にも寄与するといったことであった。

②その後の法律相談事業に関する環境の変化として大きなものとしては、以下の事情が存する。

- a) クレジット・サラ金に関する事件（以下「クレ・サラ事件」という。）が社会問題となり、クレ・サラ事件に関する相談・受任件数が爆発的に増加した。そのため、それまで一弁では認められていなかった法律相談担当者による事件受任（いわゆる「直接受任」）を許容（むしろ義務化）し、直接受任の件数も爆発的に増加した。これに対応するため、東京三弁護士会共同運営により外部の各法律相談センターを複数開設した。
- b) その後、さらに最高裁判決により、法定金利を超過する利息を支払っていた場合に払いすぎている利息分（いわゆる「過払い利息」）を遡って返還請求することができるという運用が一般的になったことか

ら、クレ・サラ事件の相談・受任件数が飛躍的に増加した。ところが、利息制限法の改正により、過払い利息は発生しないことになり、平成21年頃をピークにクレ・サラ事件が収束し、これに伴い弁護士会の法律相談センターにおけるクレ・サラ事件の件数も激減した。

- c) 弁護士業界における、職域に関する著しい環境の変化、すなわち、①司法改革による弁護士人口の激増、②弁護士以外の士業やNGO、NPOによる法律相談サービスの提供及び③日本司法支援センター（法テラス）の開設と全国展開といった諸事情も、弁護士会の法律相談センターの相談件数の激減の原因となっていると考えられる。

## (2) 当会における法律相談事業の収支

法律相談事業の開設当時は、収入が200万円から300万円程度であったが支出も小額であり、毎年度繰越金が発生していた。

昭和62年度以降になると収入は1000万円を超え、法律相談特別会計から一般会計に年間200万円から300万円程度を繰入していた。

新弁護士会館に移転した平成7年度以降は収入は3000万円以上になり、一般会計への繰入金も年間2000万円から3000万円程度になったこともある。

さらに、外部法律相談センターの設置・クレ・サラ事件の急増もあり、収入はさらに増加し平成20年度の収入は1億9978万円に達し、同年度は一般会計に3500万円繰り入れ、平成21年度は一般会計に4000万円繰り入れた。

ところがその後、法律相談件数の減少傾向が始まり、平成22年度は、収入が減少した上、法律相談特別会計から一般会計に3000万円を繰り入れた結果3134万円の収支差損が発生した。

平成23年度は378万円、平成24年度は924万円それぞれ収支差益が生じたものの、平成25年度になると、収支は、1017万円の支出超過となった。

平成26年度予算以降、一般会計から法律相談センター特別会計への繰り入れが、平成26年度は1500万円、平成27年度は2500万円、平成28年度は1500万円をそれぞれ繰入せざるをえなかった。（平成29年度は1500万円の見込みである。）法律相談事業についての見直しは不可避な状況である。

## (3) 考えられる収支改善の方策

以下に、上記の協議会において検討された方策を中心に検討する。

#### ① 相談料の無料化・減額

現在、原則として、30分5000円（税別）の有料相談となっているが、相談料を無料化又は減額し相談件数の増加を図るという方策が考えられ、実際にそのような運用を開始している単位会も存する。この方策のメリットとしては、①相談件数が増える、②広告的効果があるといった点が挙げられる。しかしながら、デメリットとして、①法律相談料収入がゼロ又は減額になる、②民業圧迫、③自治体等から委託されている相談事業や法テラス相談においても、弁護士が受領する日当等が減額される懸念がある、④重大性・深刻性に乏しい相談や同一案件に関して繰り返し相談を申し込むリピーターが増える（受任率が下がる可能性もある）、⑥法律相談センターと法テラスとの位置付けの違いや棲み分けが現在以上に困難となるといった点が懸念され、反対する意見も強い。

#### ② 法律相談担当者の日当の減額

この点については、従前は1時間4000円（税別）であった日当を半額の1時間2000円（税別）に減額している。

#### ③ 外部法律相談センターの集約・統廃合

クレ・サラ事件を専門に取り扱う法律相談センター2カ所はすでに廃止し、さらに都内に開設した法律相談センターを統合して、新宿三丁目に「総合法律相談センター」として集約した。また、錦糸町の法律相談センターについては、以前は東京三会で運営していたが、一二弁が脱退し、現在は東弁が単独で運営している。

#### ④ 広報の一層の充実・ネット予約

東京三会及び一弁内において、広報を検討する部会を設置して効率的な広報を常時検討している。また、ネット予約も導入済みである。

#### ⑤ 弁護士紹介制度

現在、日弁連のひまわり相談事業ともタイアップして弁護士紹介を実施しているが、利用数はそれほど伸びていない。

自治体等の諸団体と連携を図り、専門的な相談事業に積極的に会員を派遣し、連携先の施設を利用して相談を実施し、受任事件を会に持ち帰るといった制度を推し進めるという方式も検討すべきであると考えられる。

#### ⑥ 電話相談

法律相談に結びつけるべく、無料電話相談も増設しているが、単なる無料法律相談で終わってしまうことが多く、相談・受任件数の増加には直結していない。

#### ⑦ インターネット相談

「弁護士ドットコム」で行っているが、これが受任に結びつく可能性は

低いようである。

⑧ 納付金の増額

会の収支の改善に直結するのは、法律相談センターを經由して受任し報酬を受領した会員から徴収する納付金を増額することである。現在の一弁の納付金は下記のとおりであるが、これを増額することが相当であるか、会員の理解を得ることができるかどうかについてさらに検討する必要がある。

- ① 法律相談料（継続相談その他）については、消費税控除後の金額の20%（※規則改正により新設）
- ② 事件受任の場合、弁護士報酬に応じて（法律相談センター運営規則第9条）

・ 5万円以下の部分	0
・ 5万円を超え100万円以下の部分	10%
・ 100万円を超え200万円以下の部分	15%
・ 200万円を超える部分	20%

（4）平成29年度の検討課題として、三会で運営している新宿綜合法律相談センターの規模の縮小・場所の移転の問題が浮上している。また、一弁が独自で運営する渋谷法律相談センター（渋谷シビック法律事務所に併設）において、法律相談事業の活性化策の実施が検討されており、その成果を踏まえて、さらに法律相談事業の目的達成のためにより合理的な運営方法を選択するべく、今後の方針を慎重に検討する必要がある。

以 上

## 1 3 広報

### 1、現状

一弁の広報の現状は次のとおりである。

- (1) 対外広報としては、会報とHP（ホームページ）がある。
- (2) 対内広報としては、一弁ナウ&フューチャー（会報と共に郵便で送付されてくる、後援会等のお知らせを冊子にした会員向けの案内）と、随時会員に送付される各種ファックス等がある。

いずれも会員を対象にした広報であり、外部社会を念頭においた広報とはいえない。

### 2、問題点

- (1) 一弁の広報が、会報とHPのみでは相当に不足しており、第一東京弁護士会の活動は決して他の弁護士会に劣っているわけではないので、もっと外部に対してPRできるように努力すべきであり、広報に力を注ぐべきである。

- (2) 一弁の対外広報を担う委員会は、会報委員会しか存在しない。会報委員会は、会報しか所管しておらずHPは所管していない。

HPについては、所管する委員会がない。担当副会長と嘱託3人で担当しており、主担当の責任者がおらず、結局、担当職員に任せているというのが実情である。HPの重要性を考えると、HPを所管する組織がぜひとも必要である。

- (3) 一弁会報の改革としては、現在の紙面構成に加え、会員に対する情報提供として、研修の結果をダイジェストして会報に掲載する等の方策は検討してもよいのではないと思われる。

また、希望者には電子ベースで配信し、若干の会費値下げと抱き合わせで紙媒体を配布しないという方法も考えられる。

### 3、対応

- (1) 組織については、広報全体を所管する広報委員会（会報部会とHP部会をぶら下げる）が必要である。また、10年目程度以上の弁護士経験を有する者を嘱託として採用して、広報全般を一定の長期間みてもらうことも必要だと思われる。

- (2) また、弁護士会としてはその活動を社会にアピールすることも必要であり、会長の定例記者会見を行ったり、マスコミとの人脈を形成し、定期的に懇談会や懇親会を開催することも検討すべきである。

以上